［資産除去債務関係］

不動産賃貸借契約に基づく本部・支部事務所の内部造作

当機構は、本部及び支部の事務所について、不動産賃貸借契約等に基づき退去時における原状回復に係る債務を有しております。

本部事務所については、平成19年12月24日閣議決定の独立行政法人整理合理化計画において、「虎ノ門事務所について、賃借面積の縮小を含む見直しにより、賃借料の削減に努める」ことが掲記されていることから、虎ノ門事務所の継続使用が前提であり、現在のところ移転の予定はありません。今後、平成22年12月７日閣議決定の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（以下「基本方針」という）を受けて、不要となる部分に係る事務所の一部退去を行うことは有り得ますが、現状、当該見直しの結果として何らかの整理等が行われることの主務省庁による決定はなく、その時期及び範囲については現在未確定な状況であります。

支部事務所については、他法人の事務所との共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進をうたった「基本方針」を受けて平成23年度中に結論を出す予定の事務所の効率利用・連携促進の形態について、その時期及び範囲は現在未確定な状況であります。

このようなことから、当該資産除去債務については、履行時期及び履行時期の範囲と蓋然性ないし当機構が負担する除去費用の金額及びその発生確率を予測することは困難であり、資産除去債務を合理的に見積ることができないため計上しておりません。

［不要財産に係る国庫納付等関係］

１．不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

勘定名	資産の種類	帳簿価額	備考
産業基盤整備勘定	現金及び預金	2,809,792,943円	第一種信用基金
産業基盤整備勘定	現金及び預金	400,000,000円	出資等業務に係る出資金
施設整備等勘定	現金及び預金	330,986,315円	出資先第３セクターの精算による回収金
合計		3,540,779,258円	

２．不要財産となった理由

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において22年度中に国庫納付することとされたため。

３．国庫納付等の方法

現金及び預金による国庫納付

４．譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額

該当ありません。

５．国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額

該当ありません。

６．国庫納付等の額

勘定名	国庫納付額	備考
産業基盤整備勘定	2,809,792,943円	第一種信用基金
産業基盤整備勘定	400,000,000円	出資等業務に係る出資金
施設整備等勘定	330,986,315円	出資先第３セクターの精算による回収金
合計	3,540,779,258円	

７．国庫納付等が行われた年月日

平成23年３月28日

８．減資額

勘定名	減資額	備考
産業基盤整備勘定	2,809,792,943円	第一種信用基金
産業基盤整備勘定	400,000,000円	出資等業務に係る出資金
施設整備等勘定	330,986,315円	出資先第３セクターの精算による回収金
合計	3,540,779,258円	

［固定資産の減損関係］

１．減損を認識した固定資産に関する事項

⑴　減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

名称	用途	種類	場所	帳簿価額	備考
東京ビュック	福利厚生施設	区分所有上の建物、土地	東京都中央区	建物　416,858円 土地　307,354円	減損額　0円

⑵　減損の認識に至った経緯

名称	経緯
東京ビュック	福利厚生施設として当年度末日以後使用しないという決定をしたため、減損を認識することとした。

⑶　回収可能サービス価額の概要

名称	回収可能サービス価額	その旨及び算定方法の概要
東京ビュック	土地、建物　800,000円	正味売却価額（不動産鑑定士による評価額から処分費用等見積額を控除した額）

⑷　減損に至らなかった理由

当該施設については、当年度末日以後使用しないという決定をしたため、減損の認識に至りましたが、回収可能サービス価額が帳簿価額を上回るため減損額を計上しておりません。

２．減損の兆候が認められた固定資産に関する事項

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

名称	用途	種類	場所	帳簿価額	備考
テクノフロンティア四日市	賃貸用施設	土地、建物、構築物	三重県四日市市	537,287,561円	